日常生活支援総合事業
「通所型」
重要事項説明書

社会福祉法人　しらさぎ福祉会
デイサービスセンターしらさぎ

総合事業通所介護　重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
総合事業通所介護　（姫路市指定第2874000884号）

当事業所は契約者に対して介護保険法に基づく姫路市における総合事業通所介護の開始にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

１　事業者

（１）　法　人　名　　社会福祉法人しらさぎ福祉会
（２）　法人所在地　　姫路市林田町山田３５１－３
（３）　電 話 番 号　　０７９－２６１－４０８８
（４）　代表者氏名　　理事長　瀬澤　義和
（５）　設立年月日　　平成２年３月１３日
（６）　URL:http://www.sirasagi.or.jp/

２　事業の概要

（１）　建物の構造　　鉄筋造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
（２）　建物の延べ床面積　２９５，７６０平方メートル

事業所の説明

（１）　施設の種類　総合事業通所介護事業所
平成29年４月１日指定　　姫路市指定　第2874000884号
※当事業所は特別養護老人ホームしらさぎの里に併設されています。
（２）　施設の目的　介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むために必要な生活支援や機能訓練を行い、心身の機能の維持、回復を図り、生活機能の維持または向上を図ることを目的とします。
（３）　施設の名称　デイサービスセンターしらさぎ（総合事業通所介護）
（４）　施設の所在地　姫路市林田町山田３５１ー３
（５）　電話番号　０７９－２６１－４１００（直通）※留守番電話機能あり
０７９－２６１－４０８８（代表）

ＦＡＸ番号　　０７９－２６１－４１８９

メールアドレス　　day@sirasagi.or.jp/

（６）　管理者　　氏名　　春本　忠勝

（７）　当施設の運営方針　在宅の要支援状態等の利用者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう利用者のニーズを取り入れながら、利用者の社会的孤独感の解消及び、心身の機能の維持、利用者の家族の負担軽減を図るよう努めます。

（８）　開設（サービス開始）年月日

総合事業通所介護　　平成29年４月１日

（９）　事業所が行っている他の事業

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

通所介護事業　　平成12年４月１日　兵庫県指定第2874000884号

短期入所生活介護事業　　平成12年４月１日　兵庫県指定第2874000579号

介護予防短期入所生活介護事業　平成18年４月１日　兵庫県指定第2874000579号

居宅介護支援事業　　平成12年４月１日　兵庫県指定第2874000330号

（10）　通常の事業の実施地域

総合事業通所介護

姫路市（安富町、林田、伊勢、太市、峰相、曽左、白鳥、辻井、夢前町菅野）

（11）　営業日及び営業時間

月～土曜日（祝日を含む）9:30～17:00

（12）　利用定員

総合事業通所介護　　35人　　（通所介護利用者を含む。）

（13）　居室等の概要（総合事業通所介護）

総合事業通所介護の利用にあたり、当事業所では、以下の居室・設備があります。

居室・設備の種類	室　数	広　さ	備　　考
食堂・機能訓練室	１室	108.91㎡	
浴室	２室	59.40㎡	一般浴・特殊浴

入浴方法は、ご契約の心身の状況により変更する場合があります。

その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

３　契約締結からサービス提供までの流れ

（１）　ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護予防サービス計画（予防ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画（以下、「個別サービス計画」という。）

に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。（契約書第３条参照）

① 当事業所の介護支援専門員（ケアマネージャー）に個別サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

↓

② その担当者は個別サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

↓

③ 個別サービス計画は、介護予防サービス計画（予防ケアプラン）が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、個別サービス計画を変更します。

↓

④ 個別サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

（２） ご契約者に係る「介護予防サービス計画（予防ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次のとおりです。

① 要介護認定を受けている場合

○ 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

○ 個別サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。

↓

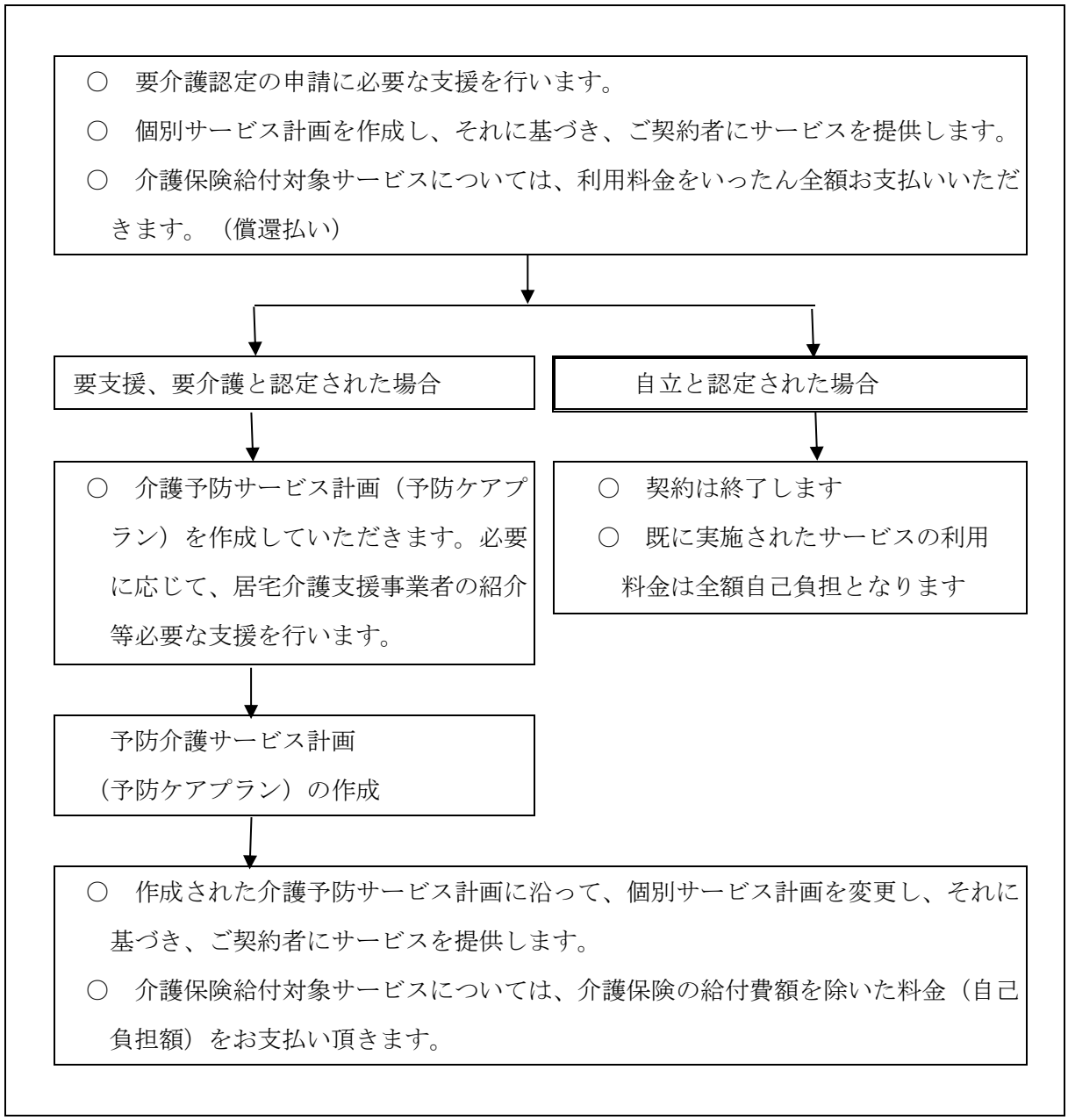
介護予防サービス計画（予防ケアプラン）の作成

↓

○ 作成された介護予防サービス計画に沿って、個別サービス計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。

○ 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払い頂きます。

② 要介護認定を受けていない場合



4 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して総合事業通所介護を提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

介 護 職 員‥‥ ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生 活 相 談 員‥‥ ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看 護 職 員‥‥ 主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員‥‥ ご利用者の機能訓練を担当します。

5　当事業所が提供するサービス利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

○　総合事業通所介護サービス

また、それぞれのサービスについて

（1）利用料金が介護保険から給付される場合
（2）利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第４条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（９割から７割）が介護保険から給付されます。

（ⅰ）サービスの概要

①　入浴

・　入浴又は清拭を行います。また、身体状況に合わせて機械浴槽（特浴）を使用し、入浴していただくことができます。

②　排泄

・　ご契約者の排泄の介助を行います。

③　機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

④　健康管理・・・医師や看護職員が連携の下で、健康管理を行います。

（ⅱ）サービス利用料金（１日当たり）（契約書第８条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を差し引いた金額（自己負担額）をお支払いください。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要支援状態に応じて異なります。）

【基本部分：総合事業通所介護】　（介護保険負担割合1割の方）

利用者の要介護度	基本利用料	自己負担額
事業対象者 要支援1（1回/W程度）	単位数　1,798 18,232円（1月につき）	1,824円
事業対象者 要支援2（1回/W程度）	単位数　1,798 18,232円（1月につき）	1,824円
事業対象者 要支援2（2回/W程度）	単位数　3,621 36,717円（1月につき）	3,672円

【加算：総合事業通所介護】（介護保険負担割合1割の方）

加算の種類	基本利用料（１０割）	自己負担額（１割）
サービス提供体制強化加算		
事業対象者・要支援1(1回/W程度)	Ⅰ：892 円　Ⅱ：730 円 Ⅲ：243 円	Ⅰ：89 円　Ⅱ：73 円 Ⅲ：24 円
事業対象者・要支援2(1回/W程度)	Ⅰ：892 円　Ⅱ：730 円 Ⅲ：243円	Ⅰ：89 円　Ⅱ：73 円 Ⅲ：24円
事業対象者・要支援2(2回/W程度)	Ⅰ：1785 円　Ⅱ：1460 円 Ⅲ：487円	Ⅰ：178 円　Ⅱ：146 円 Ⅲ：48円
一体的サービス提供加算	（単位数：480）4867円	487円
口腔・栄養スクーリニング加算Ⅰ	（単位数：20）202円	21円
口腔・栄養スクーリニング加算Ⅱ	（単位数：　5）　50円	5円
科学的介護推進体制加算	（単位数：40）405円	41円
介護職員等処遇改善加算	・（Ⅰイ）×11.1%　・（Ⅰロ）×12.0% ・（Ⅱイ）×10.9%　・（Ⅱロ）×11.8% ・（Ⅲ）　×9.9%　・（Ⅳ）　×8.3%	

※　介護負担割合証が２割、３割の方は１０割負担額にその割合を乗じた金額となります。

（２）　介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条、第８条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

（ｉ）　サービスの概要と利用料金

①　介護保険給付の支給限度額を超えたサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、前記のサービス利用料金に定められた「サービス利用料金」欄の全額（自己負担額ではありません）が必要となります。

②　複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には、実費の相当分をご負担いただきます。

片面につき　　20円

③　おやつ･喫茶

利用料金：一食につき　　150円（誕生会の時は＋250円）

④　レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加して頂くことができま

す。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤　日常生活上必要となる諸費用実費は別紙金額表でお伝えいたします。

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑥　通常の事業実施地域外への送迎

通常の事業実施地域以外への地域にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記の料金をいただきます。

当施設より片道20km以内	500円	25km以上30km以内	1,500円
20km以上25km以内	1,000円	30km以上35km以内	2,000円

※　但し介護報酬による金額を差し引きます。

※　高速道路等有料道路を通行する場合は、追加料金として実費をご負担いただきます。

⑦　食事

・　当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間）　昼食　12：00～13：00

ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金：一回あたり　昼食　　650円（バイキングの時は＋250円）

⑧　物理療法

（希望者のみ）機能訓練とは別に、家庭用エアマッサージ機メドマーを用いたマッサージを行います。（空気圧を利用したマッサージ器で効果的に血液やリンパ液の流れを促進し、疼痛緩和等に効果が期待できます）

（※医師に相談し許可いただいた方のみ利用可）

料金：一回あたり　100円

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第８条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用はサービス利用終了後、当月分を月末集計させていただきますので、翌月の請求時にお支払いください。

ご希望により口座からの引き落としによりお支払い頂くこともできます。

ご希望される場合、手続きが必要となりますのでご相談ください。

（４）利用の中止、変更、追加（契約書第９条参照）

○　利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日ま

でに事業者に申し出てください。

○　利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前々日の17:00迄に申し出があった場合	無　　料
利用予定日の前日の17:00迄に申し出があった場合	当日の利用料金の50%
利用予定日の前日の17:00迄に申し出がなかった場合	当日の利用料金の全額

○　介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、上表の区分に従い自己負担額の50%もしくは全額となります。

○　サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時をご契約者に提示して協議します。

（5）サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご契約者の希望により、下記医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①　協力医療機関

医療機関の名称	佐野内科ハートクリニック
所　在　地	たつの市神岡町横内260
診　療　科	内科

②　協力医療機関

医療機関の名称	段医院
所　在　地	姫路市林田町林田20
診　療　科	内科　整形外科　等

③　協力歯科医療機関

医療機関の名称	三木歯科
所　在　地	姫路市林田町林谷205

④　協力医療機関

医療機関の名称	酒井病院
所　在　地	姫路市飾西412－1

⑤　協力医療機関

医療機関の名称	綱島会厚生病院
所　在　地	姫路市御立西４－１－25

⑥　協力医療機関

医療機関の名称	とくなが病院
所　在　地	たつの市神岡町東觜崎鍵田４７３－５
診　療　科	内科　整形外科　眼科　等

⑦　協力歯科医療機関

医療機関の名称	つだ歯科医院
所　在　地	姫路市飾磨区英賀保駅前町48

⑧　協力歯科医療機関

医療機関の名称	おかだ歯科
所　在　地	姫路市神子岡前３－１２－１７　ゆめタウン姫路6階

⑨　協力医療機関

医療機関の名称	龍野中央病院
所　在　地	たつの市龍野町島田667
診　療　科	内科　循環器内科　糖尿病内科　消化器内科　等

６　サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の７日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に６か月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第19条参照）

①　ご契約者が死亡した場合
②　要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立または要介護１～５と判定された場合
③　事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
④　施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
⑤　当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥　ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
⑦　事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。）

（１）　ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第20条、第21条参照）

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出ください。

①　介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合 ②　事業所の運営規程の変更に同意できない場合 ③　ご契約者が入院された場合（一部解約はできません） ④　ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合 （一部解約はできせん。） ⑤　事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合 ⑥　事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合 ⑦　事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 ⑧　他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

但し、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第21条参照）

①　ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 ②　ご契約者による、サービス利用料金の支払いが３か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合 ③　ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用サービス等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 ④　ご契約者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがある場合、あるいは、ご契約者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合 ⑤　ご契約者及びご家族等並びに後見人が事業者や事業所の職員に対して禁止行為を

繰り返す等、契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、事業者は文書で契約を通知 することにより、即座にサービスを終了することができる。

＊サービス利用にあたっての禁止行為＊

1. 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
2. パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、ケアハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
3. サービス利用中にご契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

（３） 契約の一部が解約または解除された場合（契約書第22条参照）

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

（４） 契約の終了に伴う援助（契約書第18条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、必要な援助を行うように努めます。

7 サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第11条、第12条に規定される義務を負います。当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって次の事を守ります。

① ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。

② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。

③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、５年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。但し、コピー代は有料となります。

⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、ご

契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑥　ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。

⑦　事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。但し、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、ご契約者の同意を得ます。

8　サービス利用に関する留意事項

（1）　持ち込んでいただけるもの

利用にあたり、以下のものを持ち込むことができます。

衣類、普段着、下着、履き物、洗面道具、自助具、車いす等の福祉用具

※　上記以外の物についてはお問い合わせください。

（2）　施設・設備の使用上の注意（契約書第13条、第14条参照）

○　居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

○　故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○　当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

（3）　喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

9　損害賠償について（契約書第１５条、第１６条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

10　苦情受付について

（1）当事業所における苦情の受付

○　苦情受付窓口

連絡先　姫路市林田町山田351-3

℡　079-261-4100

管理者　　春本　忠勝

○　苦情解決責任者　施設長　　有末　将士

（2）　行政機関その他苦情受付機関

姫路市役所 介護保険課	所在地　姫路市安田４－１ 電話番号　079-221-2923 受付時間　9:00～17:00（月～金曜日）
国民健康保険団体 連合会 介護サービス苦情 相談窓口	所在地　神戸市中央区三宮町１丁目９番１－１８０１号 電話番号　078-332-5617 受付時間　8:45～17:15（月～金曜日）

11　送迎時のご協力のお願い

ご家族、または介護サービスなどによる送り出し、迎え入れをお願いする場合があります。どうぞご協力宜しくお願い致します。

令和　　年　　月　　日

姫路市総合事業通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者　　社会福祉法人しらさぎ福祉会　　デイサービスセンターしらさぎ

説明者職名 生活相談員　　氏名 三木　悠史　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、姫路市総合事業通所介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者）

住所

氏名　　印

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、姫路市総合事業通所介護サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所

氏名　　印

（契約者との関係　　）

身元引受人

住所

氏名　　印

（契約者との関係　　）